

資料編

第1節 計画の策定経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成29年 3月9日～ 3月27日	地域福祉に関するアンケート調査	福祉関係者を対象に、地域福祉の様々な課題を解決するために、意見や要望を頂く目的で実施 配布数243件、回収数184件、回収率75.7%
6月29日	第1回竜王町地域福祉計画策定委員会	○会長・副会長の選出 ＜協議事項＞ (1)竜王町地域福祉計画策定に向けて (2)地域福祉に関するアンケート調査結果について (3)計画策定のスケジュールについて
8月31日	第2回竜王町地域福祉計画策定委員会	＜協議事項＞ (1)竜王町地域福祉計画施策評価について (2)ワークショップの実施について (3)計画策定のスケジュール変更について
9月21日	第1回地域づくり懇談会	○町民対象 竜王町地域福祉計画における3つの目標から「町の伸ばすべきところ」「変えたいところ」「やるべきこと」について、ワークショップ形式での住民懇談会を開催
9月22日	第2回地域づくり懇談会	○事業所対象 竜王町地域福祉計画における3つの目標から「町民の要望を把握」「事業所として取り組みたいところ」「やるべきこと」について、ワークショップ形式での事業所懇談会を開催
11月7日	第3回竜王町地域福祉計画策定委員会	＜協議事項＞ (1)第1次竜王町地域福祉計画施策評価について (2)第2次竜王町地域福祉計画骨子案一部について (3)第2次竜王町地域福祉計画目次構成(案)について
1月17日	第4回竜王町地域福祉計画策定委員会	＜協議事項＞ (1)竜王町地域福祉計画素案について (2)パブリックコメントについて
平成30年 1月23日～ 2月5日	パブリックコメント	計画素案について、パブリックコメントを実施 ホームページに掲載するとともに、福祉課窓口に配置し住民の意見を募集
2月16日	第5回竜王町地域福祉計画策定委員会	＜協議事項＞ (1)竜王町地域福祉計画素案にかかるパブリックコメントの実施結果について (2)竜王町社会福祉協議会からの提案について (3)竜王町地域福祉計画策定委員会設置要綱に伴う町長提言について
2月22日	町長提言	竜王町地域福祉計画策定委員会会長および副会長より竜王町長へ提言

竜王町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 4 月 24 日告示第 68 号)

(設置)

第1条 本町における総合的な地域福祉の推進を図ることを目的として、竜王町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、竜王町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査および審議を行い、町長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 有識者
- (2) 保健、医療または福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日から計画策定までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

(作業部会)

第7条 会議は、計画の策定作業を円滑に推進するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は委員をもって組織し、部会長は作業部会を構成する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会における作業の経過、結果等について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

竜王町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成29年6月1日～平成30年3月31日（敬称略）

区分	所属等		氏名	備考
第3条第1号 有識者	滋賀県社会福祉協議会	課長	高橋 宏和	
第3条第2号 保健、医療または福祉関係者	竜王町民生委員児童委員協議会	会長	小林 江里子	
	竜王町国民健康保険診療所	所長	小島 宏司	
	やまびこ作業所	施設長	寺田 孝明	
	竜王町老人クラブ連合会	会長	山田 東吾	
	竜王町健康推進協議会	会長	勝見 加代子	副会長
	竜王町社会福祉協議会		伊藤 哲治	
第3条第3号 行政関係者	東近江健康福祉事務所	次長	木下 雅照	
	竜王町教育次長		田邊 正俊	
第3条第4号 その他町長が必要と認める者	竜王町自治会連絡協議会	会長	鎌田 勝治	会長
	竜王町体育振興協会	副会長	若井 幸司	
	住民		山添 信男	
	住民		中松 功	

第2節 用語の説明

あ 行

【悪質商法】 58ページ

一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれた商法をいいます。

【NPO】 3・4・8・31・32ページ

Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味します。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【おたっしゅ教室】 31・47ページ

本町における公民館や集落センターなど身近な場所を活用した介護予防教室のことをいいます。地域により、日時や場所、内容なども異なり、体操やゲーム、歌を歌ったり、作品作り、食事会などさまざまな活動を行っています。

か 行

【学校応援団】 46・64ページ

保護者・地域住民によって構成される、学校での学習活動、安心・安全の確保、環境整備などについて協力・支援を行うボランティア組織をいいます。

【共生型サービス】 5ページ

障がい福祉と介護保険のサービスを、同一の事業所で一体的に提供する仕組みのことです。高齢者と障がい児・者が同じ事業所でサービスを受けられるようになり、また障がい者が高齢になった場合になじみの事業所を利用し続けることができるなどの利点があります。

【協働】 4・5・6・8・37・39・54ページ

住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくことをいいます。課題に対する共感と行為に対する主体性を前提としています。また、「共同」は二人以上の人が一緒にする（使う）ことをいい、「協同」は協力して同じ活動をするをいいます。

【共同募金】 5・28ページ

戦後間もない頃（昭和22年）、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したもので、現在では社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援し、地域福祉の推進を図る募金活動として位置づけられています。各都道府県に設立された「社会福祉法人共同募金会」を実施主体として行われています。

【共同募金地域配分金】 28ページ

それぞれの地域で寄せられた寄附金の一定割合を、その地域で活用することを目的としており、地域性の高い施設・団体が行う地域福祉の増進を目的とした具体的な事業を対象として、それぞれの市町で活用されるものです。

【共同募金広域配分金】 30ページ

それぞれの地域で寄せられた寄附金の一定割合を、市町を超えた広域的な社会的課題を解決する広域活動や先駆的取組を支援するため、福祉施設の整備や団体活動支援などの事業を対象として県内で活用されるものです。

【緊急通報システム】 58ページ

一人暮らしの高齢者等を対象として緊急通報システムの装置を貸与し、緊急通報を受信した場合に救急車の出動、協力員による安否確認、親族（緊急連絡先）への連絡を行う仕組みのことで、平時においても月2回、電話による様子確認を行います。高齢者の急病や事故等の緊急事態への対応を行うとともに、協力員の設置等を通して地域での高齢者の見守り体制を構築し、高齢者の安心、安全の確保を図るものです。

【「近助」体制づくり事業】 28ページ

災害等の非常時に必要な情報を適切に把握し、自力で避難することが難しい災害時要配慮者の方々の支援をし、災害時に地区の中で被害を最小限に食い止めるため、協力者を募り、日頃から地域で支えあいの取組を行う仕組みです。

【ケアマネジメント】 40・51ページ

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。

【健康寿命】 27・57ページ

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいい、平均寿命から日常生活に制限のある期間を除いたものです。

【健康推進員】 9・16・45ページ

地域住民の健康づくりを推進するために、町から委嘱を受けて健康づくりの普及啓発や指導を行うボランティアのことで。

【権利擁護】 5・18・39・40・52ページ

判断力が十分でないために、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や行使に関する専門的な相談・援助を行うことをいいます。

【コアメンバー会議】 53ページ

高齢者や障がいのある人の虐待防止を担当する町職員によって行われる会議で、虐待の有無や緊急性の判断、安全確認、案件ごとの担当者の決定、関連機関等への連絡事項の整理を行います。

【子ども未来会議】 56ページ

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、各市町村において設置される会議で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして社会環境を整備し、児童福祉行政を総合的に推進するために行われるものです。

【コミュニティカフェ】 29・31・47・64ページ

地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称で、NPO法人や任意団体、個人を主体として運営され、飲食サービスを提供するとともに、近隣住民が集い、交流し、情報交換する場として機能し、地域活性化を図るものです。

さ 行**【(サービスの) 自己評価、第三者評価】 52ページ**

問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、介護保険サービスの提供者である施設及び事業者が自ら介護保険サービスの質の評価を行うことをいいます。

第三者評価は、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

【災害時要配慮者登録台帳】 58ページ

一人暮らしの高齢者や障がい児・者等、災害時において避難に支援を必要とする要配慮者の情報を把握、登録する台帳のことで。登録された情報は自治会・消防団・民生委員児童委員などで共有し、災害発生時における所在や安否の確認及び適切な援助を行うために役立てます。

【歳末たすけあい配分金】 28ページ

共同募金の一環として地域住民やボランティア、また関係する機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるように、住民の参加や理解により様々な福祉活動を重点的に展開して集められた募金の一部を、住み慣れた地域で暮らしていくために必要な様々な地域福祉活動へ配分するものをいいます。

【支えあいマップ】 31・40・48ページ

地域の「気になる人（支援を必要と考えられる人）」とその人への住民のかかわりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取組課題を抽出するものです。

【自助グループ】 47ページ

心身障がい、慢性疾病、アルコール依存症、被虐待体験など、同じようなつらさを抱えた者同士がお互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、平穏な生活を再び取り戻すことを目的に集うグループのことをいいます。

【市民後見人】 5ページ

親族以外の市民による後見人のことで、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを本人を代理して行います。

【少子高齢化】 3・11・44ページ

少子化と高齢化が同時に進行している状況で、出生率の低下により子どもの数が減少すると同時に、平均寿命の延伸により人口全体に占める子どもの割合が低下し、一方、65歳以上の高齢者の割合が上昇することをいいます。

【小地域福祉活動】 4・10・28・29・38・39・40・48ページ

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、たとえば福祉委員会に代表されるような支援を必要とする人への見守りや声かけ、グループでの会食会、世代間交流などの活動や、保健・医療・福祉関係機関が連携して支援する活動のことをいいます。

【消費生活相談員】 58ページ

地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために従事し、事業者に対する消費者からの苦情に関する相談・あっせん等を行います。「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用することになっています。

【食育】 33ページ

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組をいいます。

【スクールガード】 58ページ

近年、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件の増加を受け、学校と連携して子どもたちの安全を確保し、登下校を見守るため、各学校区を中心に自主的に組織された学校ボランティアをいいます。

【生活支援コーディネーター】 28・29ページ

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のことをいいます。

【生活不活発病】 30ページ

災害による避難生活や体調不良などにより体を動かさない状態が続くことで、全身の機能が低下する病気のことで、特に、高齢の方や持病のある方は生活不活発病を起こしやすいといわれています。生活不活発病になると歩くことなどが難しくなったり、疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」ことでますます生活不活発病がすすんで悪循環に陥りやすくなります。

【生産年齢層】 12ページ

国勢調査などでは、年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口をいいます。しかし、高学歴化や高齢化の進行の中で、20歳以上69歳未満とする考え方もあります。

【成年後見サポートセンター】 40・52ページ

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を促進し、権利の擁護を図るため、成年後見制度の利用に関する相談や情報提供、成年後見制度の申立手続きの支援、広報事業や啓発事業などを実施しています。

【成年後見制度】 39・40・52ページ

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。

【赤十字奉仕団】 32・45ページ

赤十字の活動を支えるボランティアで、全国の市区町村で地域に根ざした活動をしている「地域赤十字奉仕団」、18～30歳ぐらいの社会人や学生などで組織される「青年赤十字奉仕団」、専門技術や特技をボランティアとして提供する「特殊赤十字奉仕団」があります。

た 行**【地域支え合いしくみづくりモデル事業】 40・49・64ページ**

5年後を見据えた地域課題を洗い出し、地域の支え合いで解決できる持続可能な仕組みを検討・試行するため、平成29年度から町で実施しているモデル事業です。

【地域福祉コーディネーター】 28・29・49ページ

住民からの相談や、地域巡回により、地域における課題やニーズを発見し、地域資源（サービス等の情報・人・場所）を活用して解決へ導く専門員のことです。ほかにも、地域で求められているサービスの発掘や、地域福祉の役割を担う地域住民や団体のネットワークの構築を行う役割を持っています。

【地域福祉に関する権利擁護】 18ページ

地域福祉に関する権利擁護には、次のようなものがあります。

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19年4月1日より「地域福祉権利擁護事業」から名称が変更されました。

●苦情解決

事業者等が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決を図るため、受付の窓口や第三者委員会などを設置して対応を行うことをいいます。

●虐待防止

高齢者や障がいのある人、児童などに対する虐待をできる限り早く発見し、相談やサービス利用などの対応を行うとともに、困難事例については関係機関などで協議し対応方法などを検討する取組のことをいいます。

【地域包括支援センター】 48ページ

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)及び指定介護予防支援業務を実施するために設置されるものをいいます。

【地域密着型サービス】 52ページ

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために提供されるサービスです。市町村がサービス提供事業者の指定や監督を行い、事業者が所在する市町村に居住する人を利用対象者とします。

小規模の施設で実施することから、利用者のニーズにきめ細かく応えることができる利点があります。

な 行

【認知症】 40・43・47・52・53・56・59ページ

脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していくもので、「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがあります。高齢者に限らず、若年性の認知症もあります。

【認知症サポーター】 56ページ

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）のことです。

は 行

【パブリックコメント】 9ページ

行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めることをいいます。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口での閲覧などにより行います。

【バリアフリー】 39・51・58・59ページ

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間の在り方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。また、情報のバリアフリー化とは、視覚や聴覚に障がいのある人でも支障なく情報通信を利用できるようにすることをいいます。

【PDCAサイクル】 63ページ

行動プロセスの枠組みのひとつで、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のことです。

【ぼちぼちねっと竜王】 54ページ

町内の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネージャー、ヘルパー、介護福祉士など、医療・介護・福祉の多職種が集まって行う研修会のことです。町内の各機関の業務内容の紹介や事例検討会など日頃の業務の連携に役立つための取組を行っています。

や 行**【ユニバーサルデザイン】 59ページ**

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。